

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等
並びに水道水質管理における留意事項について」

(平成 28 年 3 月 30 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知)
の修正について

平成 28 年 5 月 31 日

平成 28 年 3 月 30 日に水道行政担当部（局）長、水道事業者及び水道用水供給事業者、国設専用水道設置者並びに各登録水質検査機関の長宛に送付した「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部改正等における留意事項について」（平成 28 年 3 月 30 日付け生食水発 0330 第 1 号～第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知）別紙 1 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）新旧対照表に誤りがありましたので下記のとおり訂正いたしました。

- ・別添 4 「水質管理目標設定項目の検査方法」別添方法 20 の 2 表 2 の「ジフルベンズロン」の濃度範囲を「0.003～0.03」から「0.0003～0.03」に修正。